

農地のことでお困りの方は、  
農地中間管理機構にご相談ください！

# 農地中間管理事業 を活用しましょう！

農地中間管理機構が間に入って農地の貸し借りをを行います。



## 出し手のメリット

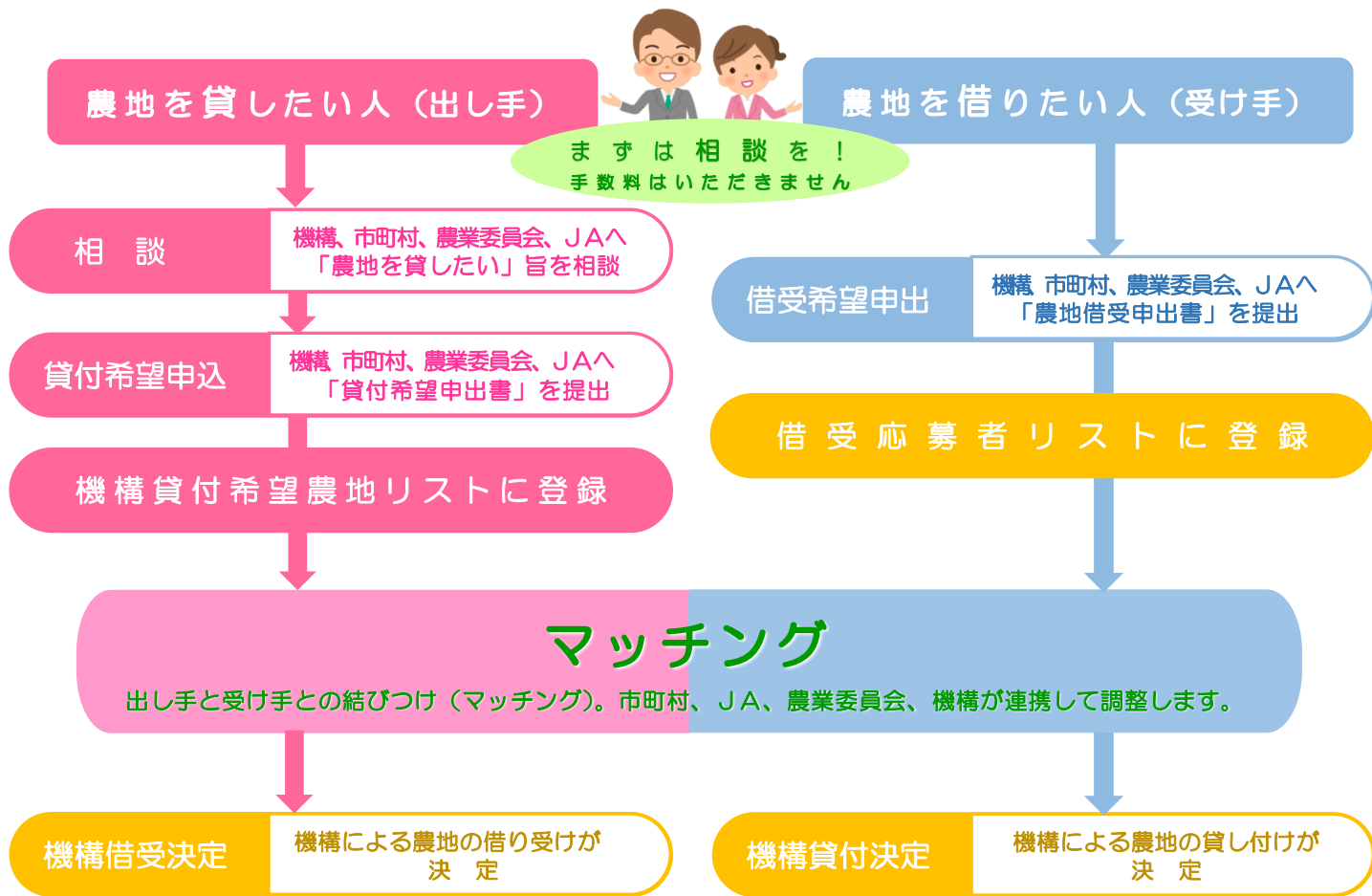
- ◎ 賃貸借（金納）の場合は賃料は機構から確実に支払われます。
- ◎ 契約期間終了後、農地は確実にお手元に戻ります。（更新も可能）
- ◎ 受け手の方が離農されたときも機構が1年間は管理し次の相手を探します。
- ◎ 受け手が決まった農地は貸付けまで機構が管理します。

\*要件を満たせば農地の固定資産税が軽減されます。

## 受け手のメリット

- ◎ 出し手が複数でも賃料の支払先は機構1ヶ所なので便利です。
- ◎ 複数の農地をまとめて借りられるので農作業の効率化が期待できます。
- ◎ 出し手農家と個別交渉の必要がありません。
- ◎ 長期で借りられるので経営が安定します。





- \* 無償又は賃料の物納も可能です。
- \* 貸借の対象は神奈川県内の市街化区域以外の農地です。
- \* 農地として利用することが困難な農地や受け手を探しても見つからない等の場合は借り受けできないことがあります。
- \* 農地の受け手の方との調整は、機構等が行います。
- \* 令和元年11月より、貸し付け借り受けの手続きが簡素化され、貸付決定までの期間が短縮されました。

## 農地売買をお考えのみなさまへ

神奈川県農業会議では、農地の買い入れと売り渡しも行っています。  
 （事業対象は神奈川県の農業振興地域内の農用地区域に指定された農地に限ります。）

**便利！**

農地法の手続き、登記事務  
 までの契約で必要な手続きを  
 すべておこないます。

**安心！**

関係機関と査定した  
 適正価格です。

**お得！**

譲渡所得の特別控除が受けられます。  
 （最大1500万円）  
 \*農用地区域の指定を受けた農地に限ります。

\*手数料については

- ・ 農地を売る方 → 売買契約成立時に 売買契約金額の4%（消費税内税）をご負担いただきます。
- ・ 農地を買う方 → ご負担不要です。公社買入価格の2%を上乗せした価格で売買契約することになります。  
 （ただし、認定農業者以外の方はさらに利息負担分が上乗せされます。）

貸して安心、借りて納得の

### 【農地中間管理機構】

## 公益社団法人 神奈川県農業会議

詳細につきましては神奈川県農業会議のホームページをご覧ください。下記電話番号までお電話ください。

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階  
 TEL 045-651-1703 FAX 045-651-1760  
 E-mail jimukyoku@k-nk.or.jp

神奈川県農業会議

検索

<http://www.k-nk.or.jp>



なお、農地中間管理事業については、お近くの市町村農政担当課での問い合わせをお受けできます。

（令和5年4月発行）